

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑質問を継続いたします。四十一番熊谷義彦君。

〔四十一番 熊谷義彦君登壇〕

○四十一番（熊谷義彦君） 前回の教訓を生かしながら、時間厳守で頑張ってやりたいと思います。よろしくお願いいたします。以下五点について、順次質問いたします。病院再編の今後の在り方についてお尋ねいたします。二十一日の知事説明において、県立精神医療センターを名取市内で建て替えることを表明いたしました。私は、仙台赤十字病院と県立がんセンター統合の問題点はありませんが、一つの前進だと考えています。しかしながら、これまでの経過を振り返りますと、知事の強引さ、独断専行と二転三転する県の医療政策方針に、患者、利用者、関係者の方々に大変な御苦労と御負担をかけてきたと思います。あわせて、現在も精神医療センター、がんセンターで働く方々に対しても大変な心労をおかけしているのではないかと危惧しております。村井知事が今、すべきことは、こうした方々に対して率直におわびをすることが必要だと、私は思います。今後は、当事者はもとより、関係者の方々の声をしっかりと聞き対応すること、その成果を新病院建設へ反映をしていくことが大事だと思います。

次に、知事は、現時点で何を考えているのか改めてお聞かせをいただきたいと思えます。

一つは、労災病院に関連して、労働者健康安全機構と今後も移転を見据えた協議を続けるとの方針を示しています。機構側の経営判断として、協議に時間がかかる見通しとも述べています。機構側からいつの時点で時間がかかるかの判断がなされ、どれほどの時間がかかる見通しと示されたのか、まずお聞かせください。二番、知事は、富谷市への移転を見据えた協議を進めるのであれば、その根拠や権限は知事にあるのでしょうか。独立した法人に対して、知事には何の権限があるのでしょうか、お聞かせください。三番、あらゆる支援策を示し、富谷市とも協議をしている、最後は機構の判断だ、県北の患者のケアは重要で切捨てられない、何らかの県立施設を富谷に置くことを発言しています。あらゆる支援とは具体的に何を指すのか。仮に移転した労災病院に県立の精神科分院として設置する、または労災病院精神科

の運営費負担を検討しているのかどうか、お聞かせいただけます。

次に、福島原発の現状についてお聞きいたします。福島原発事故から十三年が経過していても原発の廃炉問題、そして事故の影響はいまだに続いています。国の原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。国の水産庁の危険水域の概念もそのままになっています。そうした中での東電の様々な考え方には大きな疑問があります。以下質問をいたします。

一つ、二〇五一年までに廃炉するとしてデブリの取り出しが行われ、その後四つの研究施設でデブリの分析が行われると聞いています。スリーマイル事故デブリと福島原発事故デブリの違いは、核容器のコンクリートなどと混ざり合った物とされています。前例のないデブリとされる八百八十トンのデブリが存在しているとも言われています。今回の試験的取り出しはたったの三グラム以下であります。県は、デブリの取り出し手法、保管方法、研究施設までの保管、運搬方法、試験方法について東電、国からどのような説明を受けてきたのかお聞かせください。二つ目、福島第一原発事故処理除染で出た土壌を資材化するとの方針について、復興再生利用すると明らかにしています。環境省は、日本の復興に資することを目的として、実施や管理の責任体制が明確であり、適切な管理の下、盛土等の用途のために再生資材化した除去土壌を利用することと明示しました。福島県外三か所で計画した再生利用実証事業は、それぞれの地元の反対にあっており、実施できないでいます。宮城県はこうした動きについてどのような見解を持っているのか。宮城県内の汚染土壌処理方法についてもお聞かせください。三つ目、燃料デブリに触れた水から汚染水が生じ、その後のALPS処理水から発生する汚泥についてスラリーと呼ばれる物質が発生をいたします。このスラリーには高濃度放射性物質が含まれています。東電は脱水処理をすることで体積を減らすことにしています。脱水処理をした場合は、高濃度汚染水が更に増加いたします。これもALPS処理後、薄めて海洋に流すのでしょうか。スラリーはポリエチレン製の容器保管をしておりますが、安全安心は担保されていると考えているのか、その根拠を示されたいと思いません。更に、保管されたスラリーが他県搬出を想定しているのか。宮城として受け入れる可能性はゼロということを確認したいと思えます。お聞かせください。

次に、公益通報制度についてお尋ねいたします。地方公共団体の職員が公益通報を行った結果、懲戒処分や人事上の不利益な取扱いを受けるとの指摘があります。特に、組織のトップへの通報事案は、恣意的な取扱いを防止するために、行政から独立した通報制度を用意した上での中立・公正を最優先にした慎重な対応が求められるのは当然であります。宮城県が外部弁護士への窓口を設置していることは大変高く評価したいと思います。しかし、要綱は時間がたてば改善を重ねていかねばなりません。法目的の公益通報者の保護はもちろんのこと、この制度を通しての組織の自浄作用の重要性も指摘しておきたいと思えます。現在の公益通報者保護制度は、通報者にとって負担がかかり過ぎるのではないかと思います。そもそも、組織内で不正・不法を発見し、自浄作用を発揮して是正する役割を持たねばならないのではないか。しかしながら、通報者自らが勇気を出して声を上げたにも関わらず、いらざる批判を受けたり不利益を受けたりすることはあってはならないことでもあります。公益通報取扱いに対する罰則が、私は必要になるのではないかと思います。公益通報者保護の意味、役割を研修の中で強めることとし、勇気を出して声を上げた公益通報者に責任を負わせない組織と要綱が必要なのではないのでしょうか。現在の要綱の不十分性と研修の強化を求めたいと思えます。

次に、職員等からの通報への対応に関して、読ませていただきました。それに関連して質問をいたします。第三条第三項に、総務部長は通報等の内容が知事、その他の幹部職員に係るものである場合、これらのことから、独立性を確保する措置をとるものとするに記載されているが、具体的にどのような措置がとれるのでしょうか。二番、外部窓口いわゆる担当弁護士を置くことは大事ですが、公益通報が客観的事実の判断を弁護士がした場合、その後、弁護士はどのように対応するのででしょうか。三番、第七条第四項に関して、違反をした場合の罰則規定がないのはなぜなのでしょう。また、弁護士事務所通報の事実が報告する場合とされない場合があるのでしょうか。また受理しないときは受理しない旨を通報者に遅滞なく通知すると思いますが、当然、その理由も含めての通知となるのかお聞かせください。四番、行政管理室長は、通報者が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合、必要な措置をとるとしているが、具体的権限をお示しくください。

五番、調査結果に基づく措置第十五条第六項には努めるものとするとの文言であるが、なぜしなければいけないとはしなかったのかお聞かせください。六番、職員自らの人事上の処理については、内部通報には含まれないとしているが、その理由は何なのでしょう。現在は人事評価を行っていますが、不当評価の場合も、これに該当しないのでしょうか。七番、県内自治体においても、行政内外部機関の設置のない自治体がありますが、どのようにこれからこれからしていくのかお聞かせください。八番、教育委員会における公益通報制度の状況について、お知らせをいただきます。

次に、女川原発についてお尋ねいたします。女川原発の再稼働は、何よりも、あの東日本大震災で甚大な被害を受けた被災原発であること。震災後の再稼働はこれまで西日本でしたが、東日本前での再稼働は初めてです。しかも、事故を起こした福島原発と同じBWRとしても初めてであります。福島原発事故の原因究明が少しも進まない中、格納容器が小さい構造的欠陥がある旧式のBWRを稼働させるのは、私は極めて危険だと思います。女川原発二号機の安全対策費七千億円、想定津波二十三メートル、基準地震動千ガルはいずれも国内原発のトップレベルであり、それだけ女川原発の危険性が大きいことを、私は示していると思います。

今年一月一日の能登半島地震は、大災害のときに、原発の危機を回避することはできないこと、半島部ではどこにも避難できない状況であることを誰もが目の当たりにしました。安全対策をどんなに強めても、想定外の事態が発生します。安全な生活を守るには、原発を動かさないこと、なくすることしかないと思います。世界を震撼させた福島原発事故から十三年半になります。政府が発令した原子力緊急事態宣言はいまだに解除されていません。水産庁の危険水域の認識も変わりありません。原発が早晩行き詰まっていくことは誰が見ても明らかになってきました。負の遺産となる放射能被害を未来世代に残すことはできません。原発のない安全安心な社会を求め、女川原発二号機再稼働中止と再生可能エネルギーの拡大を強く求めたいと思います。

十一月三日、女川原子力発電所二号機について、発電機試験併入中に原子炉内の中性子を計測する移動式炉心内計装系を原子炉に入れる作業を行っていたところ、途中で動かなくなる事態が発生したと発表し、その日に予定していた再稼働を延長

するとともに、十一月四日早朝に同発電所を停止させました。女川原発二号機の子炉停止について、私は不安が的中したとの思いをいたしました。女川原発二号機は、一九九五年に運転を開始しており、間もなく三十年が経過し、高経年化対策が必要な老朽原発の域に入ります。そのような老朽設備を十三年七か月ぶりに稼働させること自体、非常にリスクが高いのであり、今回のトラブルでそのことが浮き彫りになったと思います。女川原発二号機の現場では、中小のトラブルや不具合がもつと頻繁に起こっているのではないだろうか。東北電力は、あらかじめホームページ上に再稼働工程中に発生する可能性がある不具合等の具体例を列挙しており、その多くを公表の対象外としています。今回のトラブルは発電再開・再稼働当日に原子炉格納容器の中で起きてしまったので、当然、発電再開・再稼働を延期せざるを得ず、延期の原因となったトラブルを公表せざるを得なかったのではないのか。そして、トラブルを公表した以上、その原因と対策を説明しないと先に進められないので、原子炉を停止して調査せざるを得なくなったのではないかと、私は思っています。トラブルを小さなトラブルと捉えているのかもしれない。しかし、小さなトラブルをやり過ぎしていく先に大きなトラブルが起きるのであり、それが大事故につながるのだと、私は思います。再稼働に同意した宮城県は東北電力に対して、今回のトラブルで浮き彫りになった女川二号機再稼働の危険性に思いを致し、再稼働を中止することを強く求めます。以下、知事の所見をお聞きいたします。

一つ、今回のトラブル発生時、再稼働延期決定時、そして原子炉停止決定時に、東北電力からどのような連絡・報告がいつあったのか、県はそれにどのように対応したのか、まずお聞きします。二番、県として、この度の原子炉停止をどのように受け止めているのか。齋藤石巻市長は、「誠に遺憾だ」「信頼を損ねる」とはつきり苦言を呈していました。その後、知事は東北電力に嚴重注意したとのことですが、その根拠と意思をお知らせください。三番、今後二号機原子炉の再起動から再稼働に当たって、県としてどのような対応を取るのか。少なくとも原因と対策について、直接しっかりとした説明を受けた上で原発現地を視察して、対策実施状況を確認するなど行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。四番、乾式貯蔵施設と言われるものは何でつくられているのか、あわせて耐久年数は何年になるのか、

ようか。五番、ベントについて、非常時に開放し、圧力を下げますが、放射能が外部に流出することに何の問題はないと判断しているのか、ベント放出は、誰の判断で行うのか、宮城県の判断は入るのでしようか。六番、女川原発の耐震基準を五百八十ガルから千ガルに引上げていますが、非常に厳しい条件を設けたと東北電力は発言していますが、全ての原発の設備が千ガルに耐えられるように改善されたのかどうか、明確にお聞きいたします。七番、資料によれば、女川原発耐震基準は千ガル、他原発ではいまだに千ガルになっていない原発もあります。あわせて、ハウスメーカーなどの民間住宅では、高いところで五千ガル、三千ガルの基準を設けているメーカーもあります。何ゆえに、民間住宅よりも低い千ガルで安心だという根拠は一体何なのでしようか、お聞かせください。

障害者福祉についてお尋ねいたします。現在も入所施設には、全国で十六万人の方が生活をしています。個室、ユニットなどの施設もありますが、四割以上の入所施設では、一部屋で数名が生活している現状であります。また、住む場所と日中の過ごす場所が同一敷地内で、職住分離がなされていないのが現状です。このような現状を鑑み、国際障害者権利委員会は、日本に対して、プライバシーや自由のない生活をやめて、地域の生活をすべきと提言をしています。また、施設運営に係る予算を地域で生活する事業に予算を変更するというものではないかと心配しています。令和六年度四月の国の報酬改定では、全ての入所利用者に対して、地域移行及び施設内の日中活動の意向を確認し、サービスを提供することを運営基準に規定することにしました。宮城県でも、施設解体をかつて議論したことがあります。地域での生活の選択肢の一つであるグループホームの推進が図られました。あれから二十年の月日がたち、グループホームに入居している方々も高齢化となり、生活資金や高齢化支援の在り方が課題となっております。また、入所施設機能は、障害福祉を支えてきた確かな歴史だと、私は思います。そうした現状の中で、入所解体や入所施設削減の話が急速に出てきたように感じられます。地域で生活することを拒否しているわけではありません。入所サービスを利用している本人や家族の意向もあります。加えて、待機利用者の方々も多く、サービスを利用できずに家族で頑張っている人たちも数多くいらっしゃいますし、私も知っています。宮城県でも、

五百九十八人ほどの待機利用者がいると言われております。サービスを利用できずに家族が頑張っている人たちも、全国では数万人とも言われるくらい数多くいらっしゃいます。入所者削減の方向は、待機者がこれだけいる中で、宮城県の姿勢をお聞かせいただきたいと思えます。高齢になり、老障介護で、この先の人生が見いだせない人もたくさんいます。国で言う地域共生社会は、障害のある人も地域で当たり前の生活をしていくことを進めています。地域の住民や関係者がお互いに協力し合い、共に生活する社会が地域共生社会です。地域共生社会の実現には、まず地域住民同士が協力することが不可欠です。地域住民が助け合うことで環境が築かれると私は思います。現状として、障害を持っている家族の声として、誕生から就学、社会人、青年期、老年期を迎える時期全てにおいて悩み、相談のできることでの場所がなくて、家族で我慢して過ごしているそうであります。相談支援センターは数多くありますが、生活の部分での悩みや共有する場面が少ないとの話もありました。そして、家族が高齢期を迎えるとき、自分が亡くなった後は誰が支えてくれるのか心配と話しています。いわゆる親亡き後の問題です。施設を利用しないで、地域社会の継続といいますが、家族からしたら地域が支援してくれるのだろうかとの不安、今まで何も関わりなく生活をした現実がそこにあります。急に地域社会の理解が進むとは私は考えにくいと感じています。地域共生社会を推進し、障害者の本人、家族が安心して生活をするためには、具体的に宮城県としてどのような施策が必要だと考えているのでしょうか。地域理解の施策と言えば、地域社会のつながりについては残念ながら、介護老人や老人世帯の施策しか見られていません。障害者が社会参加し、活動する地域社会がつくられることを強く希望いたします。障害理解の推進を強く希望いたします。ある入所利用者の家族の声ですが、入所施設があるから、夫婦の時間や人生を過ごしている。兄弟も同じように自分の生活を組立てられている。この子には、実家と入所、通所施設が両方あります。感謝しています。障害の有無を関係なしで、一人の人生があるということをお私たち関係者は、地域社会は知っておかなくてはいけないと思えます。あわせて、親亡き後や親が疾病など、急に支援ができなくなったときのサービス、いわゆる短期入所、入所施設、グループホームなどの整備は存続が必要不可欠なものです。家族や本人が見通せる人生を

提供しなければなりません。また、入所施設が満床なのが現状であります。地域移行を進めるにしても、耐震住宅、消防法などの規制があり、空き家を使える現状にはなく、事業所で新築することが数多く見られます。また、グループホーム一棟には、土地の購入と建設を含み八千万円近くかかるとの話も耳にしました。そのとき後ろ盾は国、県としての施策として検討いただきたいと思いますが、また後ろ盾があったとしても、グループホームの設置には限度があるのが現状です。グループホーム以外となれば、ひとり暮らし家庭の復帰など、家族の不安があり現実的ではないと考えます。また、民間の福祉事業者も多種多様な障害者の支援をしています。民間の入所施設では、医療行動などでどうしても支援し切れない。処遇困難な障害者の方も現実におられます。宮城県直営施設などが、そのような方々の受入れや一時的な対策のために受け入れるなど、県の施策として実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。船形の郷の専門的機能として、現状はどのようなになっているのか、考えているのか、お聞かせいただけます。以下質問いたします。

一つ、入所施設削減をどのように考えているのか。入所待機者の現実、在宅障害者の実数は分かるのかどうか。二番、地域移行の考え方と施策地域生活グループホームの県としての支援策を具体的に示されたいと思います。三番、県立施設の専門機能はどのようになっているのか。処遇困難者の受入れ、医療的ケアの受入れ、研修機能などはどのように行われているのでしょうか。四番、県内全体として障害の理解と啓発の施策はどのように進められてきているのでしょうか。

以上、壇上からの質問をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 熊谷義彦議員の一般質問にお答えいたします。質問が多岐にわたっておりますので、簡潔にお答えいたします。大綱五点ございました。

まず大綱一点目、病院再編の今後の在り方についての御質問にお答えいたします。

はじめに、東北労災病院の移転協議の根拠や権限についてのお尋ねにお答えいたします。東北労災病院と県立精神医療センターの移転合築につきましては、労働者健康安



全機構の合意を得て、令和三年九月に県との協議を開始し、昨年二月に取り交わした協議確認書の中でも、労働者健康安全機構の理念の達成や救急医療や災害医療、精神医療などの政策医療の課題解決を目指し、基本合意の締結に向けた協議を進めてきたところであります。このたび、県立精神医療センターの名取市内での建て替え検討を表明いたしました。東北労災病院の富谷市移転につきましては、労働者健康安全機構においても、政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向を示しており、県といたしましても、引き続き真摯に協議に当たってまいりたいと考えております。

次に、東北労災病院の移転に係る支援策についての御質問にお答えいたします。東北労災病院の富谷市への移転につきましては、仙台医療圏北部への拠点病院の配置により、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決を目指すものであり、県からは、労働者健康安全機構に対し、国の基金等を活用した財政支援や、新病院に必要な医師確保に関する支援などを考えているほか、富谷市においても、土地の無償貸与や新病院の運営に対する財政支援、交通手段の確保などの支援策を検討していると伺っております。また、県北部の精神疾患患者への対応については、病床を有する分院や東北労災病院内への精神科設置は想定しておりませんが、にも包括体制の構築に向けた患者の相談体制や診療機能などの想定のもと、富谷市移転後の東北労災病院との連携も含め、今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に三点目、公益通報制度についての御質問のうち、知事などに関する通報があった場合の独立性の確保についてのお尋ねにお答えいたします。我が県の職員等からの通報への対応に関する要綱では、通報対応職員は、通報の内容を被通報者に対して開示しないと定めております。したがって、被通報者が、知事、その他の幹部職員であった場合には、それらのものには報告せずに調査等を行うこととなります。

次に大綱五点目、障害者福祉についての御質問のうち、障害者の理解や啓発についてのお尋ねにお答えをいたします。障害のある人が地域で安心して生活するためには、保健・医療・福祉の提供体制の充実や雇用就労等の促進による経済的自立に加え、地域住民の理解が重要であると認識しております。その他の県では、令和三年三月に、障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も共生する社会づくり条例を制定し、障害当事者や支援団体等の関係機関と連携の上、県民の障害等に関する理解を深めるた

めの啓発や知識の普及、障害のある人となない人の交流による相互理解の推進に取り組んでまいりました。今後も関係機関や市町村等と連携を密にし、障害の有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱三点目、公益通報制度についての御質問のうち、罰則規定の必要性、不利益の取消し手段、要綱の見直しと研修強化についてのお尋ねにお答えいたします。

現行の公益通報者保護法では、通報担当職員が通報者の特定につながりうる情報を漏らした場合には、三十万円以下の罰金に処すると規定されており、現在国において、罰則の新設を含めた対策の強化を検討しているものと承知しております。また、職員が不利益な取扱いを受けたとして、解決を図るには、人事委員会の審査請求制度や裁判所の紛争解決制度を利用することになります。県としましては、これまで必要に応じて要綱の見直しや各種研修会等で公益通報制度の周知を図っており、今後も国や他の自治体の動向を見ながら適切に対応してまいります。

次に、公益通報が客観的事実であると弁護士が判断した後の対応についての御質問にお答えいたします。外部窓口の担当弁護士が、通報内容を客観的事実と確認した場合は、行政管理室長に送付するとともに、必要な助言を行うこととしております。また、その内容が、県政に対する信頼や県民生活に大きな影響を与え、かつ緊急を要する場合には、処分または勧告等の権限を有する行政機関等に担当弁護士から直接通報できるところとしております。

次に、要綱第七条第四項違反に対する罰則規定などについての御質問にお答えいたします。要綱第七条第四項では、通報対応職員及び担当弁護士について、個人情報保護の徹底と、不当な利用の禁止を規定しております。職員がこの規定に違反した場合には、要綱第二十一条により懲戒処分等の措置をとるほか、さきに述べました公益通報者保護法の罰則規定が適用される場合もあり得るものと考えております。また、外部窓口

の担当弁護士に通報があった場合には、全ての案件を行政管理室長に送付することと定めております。なお、通報を受理しない場合については、理由を添えて通報者に通知することとしております。

次に、通報者が不利益な取扱いを受けた場合についての御質問にお答えいたします。要綱においては、通報等を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないと定めているほか、当該規定に違反した職員に対しては、懲戒処分等の措置を取るものと定めております。

次に、調査結果に基づく措置の規定についての御質問にお答えいたします。御指摘のありました、要綱第十五条第六項では、要綱制定時における消費者庁のガイドラインを参照し、調査結果に基づく措置を努力義務と定めたところです。当該規定については、調査結果に基づく措置を義務に改める方向で検討を進めているところです。

次に、人事上の処理等を内部通報の対象としていない理由についての御質問にお答えいたします。公益通報制度は、職員が公益のために通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう定められたものです。人事評価を含めた人事上の処遇については、組織内の人事管理に関するものであり、公益通報者保護法などで定める要件を満たさないことから、本制度の対象には含めておりません。なお、人事上の処遇に関する苦情等については、人事委員会の相談窓口など別の制度で対応しております。次に、外部機関のない県内市町村への対応についての御質問にお答えいたします。市町村レベルで公益通報の外部窓口を設置している自治体は、全国的に数少ないものと認識しております。県としましては、各市町村において、公益通報体制の適切な整備が進むよう、研修会などの場を通じて働きかけているところであり、今後にも必要な助言や協力を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱二点目、福島原発の現状・課題についての御質問のうち、デブリの試験的取り出しについてのお尋ねにお答えいたします。

東京電力からは、燃料デブリについて、原子炉格納容器の壁に設置した貫通孔から

テレスコ式装置を挿入、採取し、安全性を確認した上で、日本原子力研究開発機構へ搬送したと説明を受けております。採取した燃料デブリは数か月から一年程度をかけて、様々な分析を行い、今後の取り出し工法及び安全対策や保管方法の検討等に活用すると聞いております。

次に、ALPS処理水から発生するスラリーについての御質問にお答えいたします。スラリーについては、高性能容器に収納し、遮蔽機能を有する蓋つきコンクリート製ボックスに格納保管され、定期的に漏えい確認を行っていると聞いております。また今後、計画的に脱水処理を行い、脱水により発生した水は、多核種除去設備、いわゆるALPSで浄化処理されるとともに、固形化させたスラリーは、福島第一原発の敷地内において保管し、他県への搬出は想定していませんと伺っております。

次に、大綱四点目、女川原発についての御質問のうち、今回のトラブルに係る県の対応等についてのお尋ねにお答えいたします。今回の事象につきましましては、今日三日の当日に、校正用機器に係る不具合が発生したこと及び再稼働を延期すること、その後、同日中に、当該機器を点検するため、原子炉を手動停止する旨の報告を受けております。県からは、その際、原子炉の安全上問題がないことを確認した上で、点検結果について、速やかに報告するよう要請したところです。

次に、原子炉停止に係る県の受け止めについての御質問にお答えいたします。今回の事象は、法令上の報告事象には該当しないとのことではありますが、東北電力には緊張感を持ち、安全を最優先に作業を正確に進めるよう求めていたところであり、このような事象が発生したことは遺憾であると考えております。また、施工管理上の確認不足が原因であり、私から、安全協定に基づき、速やかな是正を求めるなど、再発することがないよう、厳重に注意を行っております。

次に、発電再開までの対応についての御質問にお答えいたします。東北電力からは、今日十一日に再発防止対策の報告があり、翌日には作業手順書等により、対応状況の説明を受け対策が適切に反映されていることを確認いたしました。また、東北電力に対し、改めて緊張感を持ち、少しでも異常があった場合には、ためらうことなく作業を止め安全を最優先に、作業を正確に進めるよう求めたところです。なお、東北電力は今日十五日に発電を再開しております。

次に、乾式貯蔵施設についての御質問にお答えいたします。乾式貯蔵施設は金属製の使用済み燃料乾式貯蔵容器とそれを収納する鉄筋コンクリート構造の使用済み燃料乾式貯蔵建屋で構成されています。また、東北電力では、乾式貯蔵容器の設計上の貯蔵可能期間を六十年と設定していると聞いております。なお、建屋についても、乾式貯蔵容器と同等の年数以上使用できるように設計管理を行うと伺っております。

次に、非常時のベントの実施についての御質問にお答えいたします。新規制基準では、ベントを行う際に、放射性物質を低減させるため、フィルター付きベント装置の設置が求められております。女川原子力発電所二号機における装置の有効性については、原子力規制委員会の審査を受け、放射性物質の放出量は基準を十分に下回っていると評価されております。ベントの実施は、国の認可を受けた東北電力の保安規程に基づく要領に従い、発電所長が判断するもので、県の関与はありません。

次に、女川原子力発電所の耐震基準及び設備の耐震性についての御質問にお答えいたします。耐震設計において、安全上重要な施設の設計を行うための基準となる基準地震動は、原子力施設ごとに、その周辺で過去に発生した地震を基にして、より厳しい条件を想定して算出したもので、原子力規制委員会において、最新の科学的、技術的知見を踏まえ審査されるものと考えております。女川原子力発電所二号機は、東北地方太平洋沖型地震、宮城県沖型地震などを考慮しながら、より厳しい条件で基準地震動が設定されており、地表面の地盤を掘り下げて揺れにくい強固な岩盤に建設されていることから、地表面に近い表層地盤に建設されている民間住宅との比較にはなじまないものと考えております。また、東北電力からは、基準地震動を五百八十ガルから最大千ガルに引上げ、耐震設計上重要な設備機器について、更なる耐震向上を図るための工事を実施したと聞いております。なお、工事の結果は、原子力規制委員会の確認を受けているものと承知しております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

〔環境生活部長 佐々木 均君登壇〕

○環境生活部長（佐々木 均君） 大綱二点目、福島原発の現状の課題についての御質問のうち、除去土壌の再生利用と県内での処理方法についてのお尋ねにお答えいたしま

す。除去土壌の復興再生利用や、埋立て処分の実施については、地域だけではなく、国民全体の理解醸成が何より重要であると考えております。国には、安全性等の情報発信など、積極的な取組を引き続き求めてまいります。なお、県内での除去土壌処理方法については、今後、国が策定する再生利用基準等に基づき、保管市町等と協議をしてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、病院再編の今後の在り方についての御質問のうち、労働者健康安全機構の判断の時期等についてのお尋ねにお答えいたします。

東北労災病院と県立精神医療センターの移転合築については、昨年二月に協議確認書を取り交わし、基本合意の締結に向けた協議を進めてきたところであり、今年度も適宜打合せを行ってまいりましたが、今月中旬頃に、労働者健康安全機構から労災病院グループ全体の現在の経営状況を踏まえると、東北労災病院の富谷市移転に向けた検討には一定の期間が必要との見解が示されたものであります。なお、検討に要する時間については具体的に示されておりませんが、東北労災病院をはじめ、全国の労災病院の昨年度決算や現在の経営実績などを踏まえた見解であり、労災病院グループ全体の経営改善に向けた課題等を踏まえながら、労働者健康安全機構から今後の協議において見通しが示されるものと認識しております。

次に、大綱五点目、障害者福祉についての御質問のうち、地域移行を進め、入所施設を削減していることや、入所待機者数及び在宅者数についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の障害者支援施設の入所待機者数は、先月一日時点で延べ五百九十八人であり、このうち在宅で生活する方延べ四百一人となっております。県では今年三月に宮城県障害福祉計画を策定し、今年度からの入所定員総数を全計画から五十名増の千九百八十七名としたところです。策定に当たって、国が定める基本指針では、令和八年度末までに、令和四年度末時点の施設入所者数の５％以上を削減することを求められておりましたが、我が県では、多数の入所待機者が存在していたこと、今後、障害の重度化や本人または

親等の高齢化などを理由として在宅から施設入所を希望する方の増加が見込まれることなどから、当面は、入所定員総数を維持していきたいと考えております。

次に、地域移行の考え方と施策、グループホームへの支援策についての御質問にお答えいたします。

地域生活への移行とは、現在、障害者支援施設に入所されている方が施設を退所し、生活の拠点をグループホームや一般住宅等に移すことを指し、今期の宮城県障害福祉計画では、令和五年度から八年度までの地域生活移行者数の目標を百二十一人としております。県では、地域での生活の場を確保するため、グループホームの整備に力を入れており、障害福祉サービス事業所等が施設整備に要する経費への補助を実施しているところです。その効果もあり、グループホームの住居数は、令和三年度の六百一十一戸から五年度の六百七十三戸へと増加しております。県といたしましては今後も、自立した生活を希望する方が安心して地域での暮らしができるよう、引き続きグループホーム等の整備を支援するとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保や地域生活支援の充実を図ってまいります。

次に、県立入所施設の専門機能、処遇困難者や医療的ケアを必要とする者の受入れ、研修機能などについての御質問にお答えいたします。

県では平成二十六年度に県立障害児者入所施設の在り方検討を行い、県立入所施設に求められる機能を他の民間施設や地域での生活が困難な方々を受け入れるセーフティネット機能、在宅等での生活が一時的に困難となった方のバックアップ機能、地域の社会資源をつなぐコーディネート機能と整理したところです。これを踏まえて、今年度から全面供用を開始した船形の郷では、強度行動障害を有する方の受入れに当たり、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園と連携し、そのノウハウを導入しているほか、医療的ケアが必要な方についても、施設内に医療支援部を設置するなど、必要な支援体制を整備しております。また、研修機能については今年度から介護研修センターを船形の郷に併設したメリットも生かしながら、民間施設の職員を対象に、支援現場に必要なより高度な専門技術の習得につながる研修を行うなど、県全体の支援技術の底上げを図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱三点目、公益通報制度についての御質問のうち、県教育委員会における公益通報制度についてのお尋ねにお答えいたします。

県教育委員会では、公益通報者保護法に基づき、教職員からの公益通報への対応に関し、知事部局と同様に要綱を定めて運用しております。通報対象者は、教育長、県立学校等の教職員及び県費負担教職員である市町村立学校の教職員としており、通報窓口を教育委員会内に設置しているほか、外部にも担当弁護士を置くことで、対応の公正性を確保しているところです。また、管理者向けに制度の趣旨及び概要について研修を行っているほか、教職員に対しては、職員の職務に係る倫理保持の通達の中で、内部通報の対象となる事実を確認した場合の通報先等を周知しているところです。県教育委員会といたしましては、引き続き教職員が安心して通報、相談ができるよう、制度の適切な運用を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） 最後の方から再質問をさせていただきますが、いわゆる公益通報制度の関係なのですが、行政の試験センター、あるいは研修センター、教育委員会の研修センターに問合せをしてみました。いわゆる公益通報制度について、どのような時間をとって検証なさっているのですかという質問をいたしました。結果として、やられていますというお話がありました。教育委員会は、教育研修センターでやっていると言ったけれども、時間を取ってやっているのですか、やっていないじゃないですか。あわせて、ちよつと言いくいのだけけれども、四年前に高校の女の先生が自死なされた。そのときは、公益通報制度はあったのですか、なかったのですか。通報制度があったとすればどういうふうにしたのか、通報制度がなかったということは、公益通報制度が周知徹底していなかったということの証左ではないですか、お聞かせください。まず、行政のほう。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 知事部局におきます公益通報制度の周知の在り方でございます。



いますが、これは専門的な内容になりますので、公務研修所の研修ということではなく、別途、公益通報者保護制度に関する説明会というものを開催いたしまして、そこで説明をしております。また、倫理保持に関する通知を年二回出しております、そこにも記載しておりますほか、職員ポータルに掲載をしまして周知を図っているところがございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） まず初めに御指摘の案件でございますけれども、県教育委員会では、公益通報制度について教職員に周知を図ってきたところでございますけれども、御指摘の案件に関しましては、公益通報窓口にご相談はありませんでした。県教育委員会では、教職員一人一人に倫理保持のためのハンドブックを配布し、受付窓口の周知を図っているところですが、引き続き、教職員が安心して通報相談ができるよう制度の周知と適切な運用に努めてまいりたいと考えております。また、研修につきましてですけれども、新任の管理職研修の中の一部で研修を行っているということでございます。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） 教育長、初任研でやっているのですか。やっているという話は聞いてないし、ましてや公益通報制度が機能していないことの証左として、そういった自死事件があったというふうに私は理解をしている。そういった自浄作用が現場になければ、これからもそういったケースが、私は出て来てほしくないけれども、そういうことが起きうる可能性があるのではないかというふうに逆に心配をしています。ですから、初任研であろうと経年研であろうと、管理職研修であろうと、これは行政分野も同じだけれども、きちんとした研修をして、そして一人一人の職員はこういう制度があって守られているのですよということを、私は周知徹底すべきだと思いますが、知事それはいかがですか。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） 周知を図ることにつきましては、全くそのとおりだと考えております。機会を捉えて周知を徹底してまいりたいと考えております。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君）　ありがとうございます。そういった公益制度を使った事案が起きなければいいのだけれども、万が一、違法・不当なものが起きた場合にはそういった公益制度で、職員一人一人を守っていますよというメッセージを私は強く出すべきだと思いますので、ぜひこれから研修を強化していただくことを改めてよろしくお願いいたします。これは教育委員会も同じです。

それで時間がなくなってきたので、知事に病院関係で一つだけお聞きしますが、覚書だったか、確認書だったかを労災病院と結びました。しかしながら、今度は精神医療センターが名取に行くことが決まったので、覚書だったか確認書は、私は反故になったと思っっているのです。そうすると村井知事が、労災病院に対して及ぶ法的な権限は、一体何なのかと。あんまり口出ししないほうがいいのではないかと私は思うのですが、何か法的根拠、権限があるのですか。

○副議長（本木忠一君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　確認書は、まだ生きていますということでございます。労災機構に対して、私のほうからあせいこうせいというようなことは一切何も申し上げておりませんが、今までと同じように、あちらのほうが富谷の移転をお考えであれば、一緒に考えていい病院をつくりましょうと。そしてあわせて、我々も県北の精神科医療に対して、いろいろ課題がございますので、一緒に協力をしていただきたいと、そういうことで、ずっと協議を進めているということでございます。

○副議長（本木忠一君）　四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君）　時間がないので次に移りますが、環境生活部長。汚染土壌については、国のダブルスタンダードの問題があるのです。いわゆる、原子炉等規制法では百ベクレル以下であれば、再利用しても構わないとなっているのです。しかしながら環境省は、八千ベクレル以下であれば再利用できるって言っているのです。このダブルスタンダードが問題なのです。そういう意識はありませんか。

○副議長（本木忠一君）　環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木均君）　我々としては、環境省が八千ベクレル以下のものについては再利用ができるという、見解を示しているところがございますので、示された基準の中で我々としてできるものについて行動していくというような形になるかと

思います。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） おかしいじゃないか。原子炉規制法では百ベクレル以下となっているのだよ。法律を守らなくて、環境省の見解を守るのは、おかしいじゃない。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 基本的に特措法上で八千ベクレル以下のものについて、通常処理ができるというような形になっておりますので、その中で我々としては対応していくというような形になるかと思えます。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） ということは、宮城県の汚染土壌も八千ベクレル以下であれば、いわゆる公共事業に使いたいという発言ですか。

○副議長（本木忠一君） 環境生活部長佐々木均君。

○環境生活部長（佐々木 均君） 先ほども答弁申し上げましたけれども、国がいまだに再生利用の基準を示しておりませんので、その基準をどういうものかということをしていただいた上で我々としては判断をしたいというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） 栗原にも汚染土壌あります。ただそれを公共事業で安易に使ってもらっては困るので、それはぜひ慎重に取扱いをしていただきたいと私からお願いを申し上げておきたいと思えます。時間がなくなってきましたので最後、福島原発で、これ時間内で説明すると長くなるのですが、ガルパニック腐食というのが出てきている。いわゆる汚染漏えいしています。それからパニック腐食というのは、電気系統でそういうふうな現象が起きるのですが、老朽化すればするほどそういう現象が起きてきます。この間ちらっと見たのですが、三十年ぐらいたつてくるといرونなひび割れが起きてきて、いわゆる老朽原発の域に入ってますね、危険水域に入ってくるというのは通説なのです。そういう説もあるのです。ですから、私は三十年がたととする女川原発は、よっぽど吟味しないですね。時間になりましたので、ぜひ最後の質問、知事、見解だけ。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 福島原発の施設が長引けば長引くほど、腐食が進むと、これ

に対してどういう問題意識を持っているのかということをおっしゃりたかったのではないかと斟酌をいたしました。その点については、私も心配をしているところでございますが、福島県にあるものでありまして、東京電力とそして国が、しっかりと対処をするのをしっかりと見ていくということが重要なことではないかなというふうに思っております。

○副議長（本木忠一君） 四十一番熊谷義彦君。

○四十一番（熊谷義彦君） どうもありがとうございます。